

「農地関係工事の現場環境改善費試行要領」(令和4年3月3日付け3農総第384号農林総務課長) 新旧対照表

改 正	現 行	備 考							
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)								
<b>第6条 積算方法</b> 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ $K : \text{現場環境改善費 (単位: 円、1000円未満切り捨て)}$ $i : \text{現場環境改善費率 (単位: %)}$ $P_i : \text{対象額 (単位: 円: 直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額)}$ $\alpha : \text{積み上げ計上分 (単位: 円、1000円未満切り捨て)}$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象額: <math>P_i</math></th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率: <math>i</math> (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額</td> <td style="text-align: center;">           5億円以下の場合 <math>203.6 \times P_i^{-0.3077}</math>            5億円を超える場合 <math>0.43</math> </td> </tr> </tbody> </table>	対象額: $P_i$	現場環境改善費率: $i$ (%)	直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5億円以下の場合 $203.6 \times P_i^{-0.3077}$ 5億円を超える場合 $0.43$	<b>第6条 積算方法</b> 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ $K : \text{現場環境改善費 (単位: 円、1000円未満切り捨て)}$ $i : \text{現場環境改善費率 (単位: %)}$ $P_i : \text{対象額 (単位: 円: 直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額)}$ $\alpha : \text{積み上げ計上分 (単位: 円、1000円未満切り捨て)}$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象額: <math>P_i</math></th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率: <math>i</math> (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額</td> <td style="text-align: center;">           5億円以下の場合 <math>261.7 \times P_i^{-0.3279}</math>            5億円を超える場合 <math>0.37</math> </td> </tr> </tbody> </table>	対象額: $P_i$	現場環境改善費率: $i$ (%)	直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5億円以下の場合 $261.7 \times P_i^{-0.3279}$ 5億円を超える場合 $0.37$
対象額: $P_i$	現場環境改善費率: $i$ (%)								
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5億円以下の場合 $203.6 \times P_i^{-0.3077}$ 5億円を超える場合 $0.43$								
対象額: $P_i$	現場環境改善費率: $i$ (%)								
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5億円以下の場合 $261.7 \times P_i^{-0.3279}$ 5億円を超える場合 $0.37$								
現場環境改善費率で計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 なお、積み上げ計上分は、費用が巨額となるなど現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用で、実施内容を特別仕様書に明示するとともに、その費用を適切に積み上げるものとする。	現場環境改善費率で計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 なお、積み上げ計上分は、費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用で、実施内容を特別仕様書に明示するとともに、その費用を適切に積み上げるものとする。								
第7条 (略)	第7条 (略)								
<b>附則</b> この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年7月1日から施行する。 この要領は、令和5年7月1日から施行する。 <u>この要領は、令和6年10月1日から施行する。</u>	<b>附則</b> この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年7月1日から施行する。 この要領は、令和5年7月1日から施行する。 <u>(新設)</u>								